

平成 26 年 2 月 28 日

お客様各位



消費税法の改正に伴う委託手数料等に係る消費税の取り扱いについて

拝啓 平素は格別のお引き立てをいただき、誠にありがとうございます。

ご高承のとおり、消費税法が改正され、本年 4 月 1 日より消費税率が現行の 5% から 8% に引き上げられることになりました。

これに伴い、消費税率の移行期における委託手数料等に係る消費税の取扱いについては、下記のとおりとなります。

敬具

記

平成 26 年 4 月 1 日（3 月 31 日の夜間立会+4 月 1 日の日中立会）の計算区域に成立した取引に係る手数料の消費税率は、改正後の 8% の適用となります。

※ 3 月 31 日 17 時以降に成立した取引は、4 月 1 日の計算区域となるため、3 月 31 日であっても手数料に係る消費税率は 8% となります。

併せて、新委託手数料一覧表も同封させていただきますので、ご確認お願いいたします。

ご不明な点がございましたら、営業担当者又は、管理部（小谷・椎野）までお気軽にお問い合わせ下さい。

今後とも一層のご愛顧を賜りますよう、なにとぞ宜しくお願い申し上げます。

以上